

下妻市公共施設等マネジメント基本方針改訂及び下妻市公共施設等マネジメント実施計画  
(下妻市公共施設再配置計画【Ⅱ期】) 策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、下妻市公共施設等マネジメント基本方針改訂及び下妻市公共施設等マネジメント実施計画策定業務(以下「本業務」という。)の委託事業者を、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

下妻市公共施設等マネジメント基本方針改訂及び下妻市公共施設等マネジメント実施計画策定業務

(2) 業務内容

**別紙 1** 「下妻市公共施設等マネジメント基本方針改訂等策定業務委託仕様書」  
(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日(水)まで

(4) 委託料上限額

20,500 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 担当部署

下妻市総務部資産経営課資産活用係 担当:磯山、小松崎、星野

〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地

電話:0296-43-2235(直通)

FAX:0296-43-1960

E-mail:fm@city.shimotsuma.lg.jp

4 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 下妻市の令和 8 年度建設コンサルタント等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 下妻市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事

再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、アセットマネジメント、ファシリティマネジメント等の動向や事例等に精通した者を従事させることができる者であること。（例：認定ファシリティマネジャー等）

## 5 スケジュール

公募開始（公告）	令和8年4月1日（水）
質問受付期間	令和8年4月1日（水）から 令和8年4月7日（火）午後5時まで
質問に対する回答	令和8年4月10日（金）
参加表明書受付	令和8年4月1日（水）から 令和8年4月14日（火）午後5時まで
技術提案書等の提出期限	令和8年4月22日（水）午後5時まで
第1次審査（参加資格審査含む）結果通知	令和8年4月27日（月）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年5月1日（金）
第2次審査結果通知の発送	令和8年5月11日（月）以降
契約締結	令和8年5月中旬以降

## 6 参加表明の手続き等

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出すること。

### (1) 提出書類

参加表明書（様式1）

### (2) 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月14日（火）午後5時まで  
（土日・祝日を除く）

### (3) 提出先

3 担当部署に同じ。

### (4) 提出方法

持参の場合：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

郵送の場合：受付期間内必着。配達記録が確認できる書留郵便等に限る。

(5) 第1次審査（参加資格審査含む）結果の通知

令和8年4月27日（月）までに参加表明書記載の電子メールアドレス宛に「参加資格審査結果通知」を送付する。

(6) その他

別紙2「提出書類作成要領」に基づき作成すること。

7 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、下記により質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式7）

(2) 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月7日（火）午後5時まで

(3) 提出先

3 担当部署に同じ。

(4) 提出方法

電子メールでのみ受付する。（表題に「プロポーザル質問書」と明記すること。）

また、質問書提出後、担当部署に電話で送信の確認をすること。

(5) 回答日時

提出された質問内容及び回答については、令和8年4月10日（金）までに市ホームページで公表する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(6) その他

別紙2「提出書類作成要領」に基づき作成すること。

8 技術提案書等の提出

本プロポーザルに関する技術提案書等は、下記により提出すること。

(1) 提出書類

①業務実績書（様式2）

②業務実施体制（様式3）

③配置予定者調書（様式4）

④技術提案書（様式5・表紙）

⑤見積書（様式6・表紙）

(2) 提出部数

正本1部 副本10部

(3) 提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時までに必着とする。

(4) 提出先

3 担当部署に同じ。

(5) 提出方法

持参の場合：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

郵送の場合：提出期限内必着。配達記録が確認できる書留郵便等に限る。

(6) その他

**別紙2**「提出書類作成要領」に基づき作成すること。

9 審査方法等

本プロポーザルの審査は、下妻市公共施設等マネジメント基本方針改訂等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

(1) 第1次審査

応募者が多数の場合は、第1次審査により原則3者以内を選定する。

第1次審査の結果は、令和8年4月27日（月）までに、すべての提案者に電子メールで通知し、第1次審査通過者には第2次審査の日程を通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

①日時・会場

令和8年5月1日（金）（詳細は別途通知する。）

②出席者

管理技術者を含め4名までとする。

③提案時間

プレゼンテーションは20分以内とし、その後ヒアリング10分程度行う。

④順番

技術提案書等の受付順とする。

(3) 最終審査結果通知

令和8年5月11日（月）以降、書面により通知する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

(4) 審査方法

第1次審査、第2次審査ともに**別紙3**「下妻市公共施設等マネジメント基本方針改訂等業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査を行う。

なお、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その内容が審査基準を満たすと認められる場合は、交渉権者として決定するものとする。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領及び別紙に示された内容に適合しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、審査委員会が不適格と認める場合。

## 11 契約

第2次審査で選定された最優秀提案者を交渉権者として、提出された技術提案書等を基に協議を行い、予算の範囲内において契約を締結する。なお、協議が不調となった場合は、次点提案者を交渉権者とする。

## 12 その他

- (1) 参加を希望する者は、本要領及び別紙に示された条件を十分理解した上で、本プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の発注業務等に不利益な扱いを受けることはない。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は原則として認めない。
- (5) 配置予定の担当者は、病休、死亡、退職等極めて特別な理由が生じた場合を除き、変更できないものとする。
- (6) 提出された提出書類は返却しない。また、選定を行う作業に必要な範囲において、市は無償で複製できるものとする。
- (7) 提出された書類の著作権は、それぞれ提出者に帰属するものとし、第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰すものとする。
- (8) 本業務については、最優秀提案者の技術提案書等を尊重するが、市は提案内容に拘束されるものではなく、協議により決定するものである。
- (9) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。